

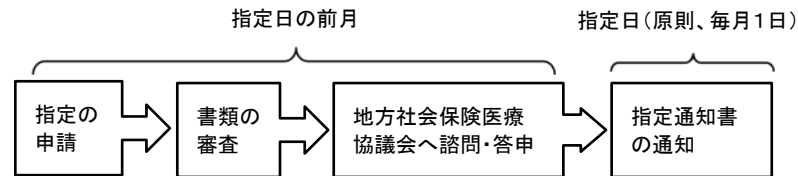
中国四国厚生局では、保険医療機関等の新規指定などの指定日については、**原則として各月の1日**としております。

(考え方)

保険医療機関等の指定を行う際には、健康保険法等の規定により、地方社会保険医療協議会の部会への諮問が行われます。このため、地方社会保険医療協議会の部会の開催が月1回行われることを踏まえ、原則として、指定日も毎月1回、各月の1日を指定日とするものです。ただし、申請者から1日以外の日の指定の申出があった場合には、地方社会保険医療協議会の部会開催の翌月のいずれの日でも指定を可能としています。

対象は以下のものになります

○保険医療機関、保険薬局の指定



指定申請書類の提出期限

取扱う指定申請件数の違い等を勘案し、中国四国厚生局の事務所等（広島県にあっては指導監査課）ごとに定めております。

※ 詳しい取扱いは、医療機関または薬局が所在する県を管轄する中国四国厚生局の事務所等にお問い合わせください。

◎ 1日以外の指定日を希望する場合

指定日は、原則各月1日ですが、健康保険法上は指定の効力が発生する指定日について特定しておりません。このため、申請者からの申し出があれば、地方社会保険医療協議会の部会開催の翌月1日以降の日付で希望する日を指定日とすることも可能です。（本来の指定日となる1日より遡って前月に指定を行うことはできません（[遡及指定に関するものを除く。](#)）ので、ご注意ください。）

※ 詳しい取扱いは、医療機関または薬局が所在する県を管轄する中国四国厚生局の事務所等にお問い合わせください。